

平成27年8月期

A-1 次の記述は、航空移動業務の無線局の免許後の変更について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、無線局の目的、通信の相手方、A若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめBなければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。

| A | B |
|------------------------|------------|
| 1 通信事項 | 総務大臣の許可を受け |
| 2 通信事項 | 総務大臣に届け出 |
| 3 通信事項、電波の型式、周波数、空中線電力 | 総務大臣の許可を受け |
| 4 通信事項、電波の型式、周波数、空中線電力 | 総務大臣に届け出 |

A-2 次の記述は、無線設備から発射される電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（A）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。

- (1) B以下の無線局の無線設備
- (2) Cの無線設備
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、電波法施行規則第21条の3（電波の強度に対する安全施設）第1項第3号及び第4号に掲げる無線局の無線設備

| A | B | C |
|-------------------------------|--------------|----------|
| 1 人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。 | 平均電力が20ミリワット | 移動する無線局 |
| 2 人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。 | 平均電力が1ワット | 移動業務の無線局 |

- | | | | |
|---|--|--------------|----------|
| 3 | 人が出入りする ^{おそれ} の虞のあるいかなる場所も含む。 | 平均電力が1ワット | 移動する無線局 |
| 4 | 人が出入りする ^{おそれ} の虞のあるいかなる場所も含む。 | 平均電力が20ミリワット | 移動業務の無線局 |

A-3 次の記述は、航空移動業務の無線電話通信における呼出しの反復及び中止について述べたものである。無線局運用規則（第22条、第154条の3及び第18条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空機局は、航空局に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくともAのの間隔を置かなければ、呼出しを反復してはならない。
- ② 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、B。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。

A B

- | | | |
|---|------|--------------------------|
| 1 | 10秒間 | 空中線電力を低減して呼出しを行わなければならない |
| 2 | 10秒間 | 直ちにその呼出しを中止しなければならない |
| 3 | 1分間 | 空中線電力を低減して呼出しを行わなければならない |
| 4 | 1分間 | 直ちにその呼出しを中止しなければならない |

A-4 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。

- 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数の電波を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 無線局の免許人又は無線従事者がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無

線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A-5 次の記述は、聴守義務について述べたものである。電波法（第70条の4）及び無線局運用規則（第147条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、そのA中は、総務省令で定める周波数で聴守しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①のただし書の規定による航空局、義務航空機局、航空地球局及び航空機地球局が聴守を要しない場合は、次のとおりとする。
- (1) 航空局については、Bで聴守することができないとき。
- (2) 義務航空機局については、責任航空局若しくは交通情報航空局がその指示した周波数の電波の聴守の中止を認めたととき又はやむを得ない事情により無線局運用規則第146条（航空局等の聴守電波）第3項に規定するCの電波の聴守をすることができないとき。
- (3) 航空地球局については、Dを取り扱っていない場合
- (4) 航空機地球局については、Dを取り扱っている場合は、現に通信を行っている場合で聴守することができないとき。

| | A | B | C | D |
|---|--------|--------------|----------------------|----------------------|
| 1 | 運用許容時間 | 緊急の事態が発生した場合 | 121.5MHz | 航空機の安全運航に関する通信 |
| 2 | 運用許容時間 | 現に通信を行っている場合 | 121.5MHz 又は 123.1MHz | 航空機の安全運航又は正常運航に関する通信 |
| 3 | 運用義務時間 | 緊急の事態が発生した場合 | 121.5MHz 又は 123.1MHz | 航空機の安全運航に関する通信 |
| 4 | 運用義務時間 | 現に通信を行っている場合 | 121.5MHz | 航空機の安全運航又は正常運航に関する通信 |

A-6 義務航空機局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務航空機局においては、毎日1回以上、航空局又は他の航空機局と通信連絡を行いその機能を確かめなければならない。
- 2 義務航空機局においては、毎日1回以上、その無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。
- 3 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその無線設備が有効通達距離の条件を満たしているかどうかを確かめなければならない。
- 4 義務航空機局においては、1,000時間使用するたびごとに1回以上、その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

A-7 次の記述は、航空移動業務の無線局における電波の発射前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第19条の2及び第18条）の規定に照らし、内に入れらるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとするAによって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、他の通信に混信を与える虞^{おそれ}があるときは、Bでなければ呼出しをしてはならない。

| A | B |
|----------------------|----------------|
| 1 電波の周波数 | その通信が終了した後 |
| 2 電波の周波数 | 少なくとも10分間経過した後 |
| 3 電波の周波数その他必要と認める周波数 | その通信が終了した後 |
| 4 電波の周波数その他必要と認める周波数 | 少なくとも10分間経過した後 |

A-8 次の記述のうち、無線局が無線電話通信において自局に対する呼出しであることが確実にない呼出しを受信したときに執るべき措置に該当するものはどれか。無線局運用規則（第26条、第14条及び第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 応答事項のうち「こちらは」及び自局の呼出符号又は呼出名称を送信して直ちに応答しなければならない。

- 2 その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 3 応答事項のうち相手局の呼出符号又は呼出名称の代わりに「各局」の語を使用して直ちに応答しなければならない。
- 4 応答事項のうち相手局の呼出符号又は呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して直ちに応答しなければならない。

A-9 緊急通信は、緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により、どんな場合に行う通信か。電波法（第52条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合
- 2 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥る虞^{おそれ}がある場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥る虞^{おそれ}がある場合その他緊急の事態が発生した場合

A-10 遭難通信を受信した航空局の執るべき措置に関する次の記述のうち、電波法（第66条及び第70条の6）及び無線局運用規則（第171条の3及び第172条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- 2 航空局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害する虞^{おそれ}のある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 3 航空局は、自局を宛先として送信された遭難通報を受信したときは、直ちにこれに
応答しなければならない、これに
あて
応答したときは、直ちに当該遭難通報を航空交通管
制
の機関に通報しなければならない。
- 4 航空機の遭難に係る遭難通報に対し応答した航空局は、次の(1)及び(2)に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 遭難した航空機が海上にある場合には、直ちに最も迅速な方法により、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して、当該遭難通報を送信すること。
- (2) 当該遭難に係る航空機を運行する者に遭難の状況を通知すること。

A-11 次の記述は、航空移動業務における遭難通報の宛先^{あて}について述べたものである。無線局運用規則（第169条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報（海上移動業務の無線局に宛^あてるものを除く。）は、A、責任航空局又は交通情報航空局その他適当と認める航空局に宛^あてるものとする。ただし、状況により、必要があると認めるときは、Bことができる。

- | A | B |
|------------------------|---------------------------|
| 1 当該航空機局と現に通信を行っている航空局 | ^{あて} 宛先を特定しない |
| 2 当該航空機局と現に通信を行っている航空局 | 二以上の航空局に ^あ 宛てる |
| 3 最も近い距離にある航空局 | ^{あて} 宛先を特定しない |
| 4 最も近い距離にある航空局 | 二以上の航空局に ^あ 宛てる |

A-12 次の記述は、緊急通報に対し応答した航空局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第176条の2）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機の緊急の事態に係る緊急通報に対し応答した航空局は、次の(1)から(3)までに掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 直ちにAに緊急の事態の状況を通知すること。
- (2) 緊急の事態にある航空機をBに緊急の事態の状況を通知すること。
- (3) 必要に応じ、Cこと。

- | A | B | C |
|-------------|-------|---------------------------------|
| 1 航空交通管制の機関 | 所有する者 | 通信可能の範囲内にあるすべての航空機局に当該緊急通報を中継する |
| 2 航空交通管制の機関 | 運行する者 | 当該緊急通信の率領を行う |
| 3 捜索救助の機関 | 所有する者 | 当該緊急通信の率領を行う |
| 4 捜索救助の機関 | 運行する者 | 通信可能の範囲内にあるすべての航空機局に当該緊急通報を中継する |

A-13 次に掲げる場合のうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるときに該当しないものはどれか。電波法（第28条及び第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の周波数の幅が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の周波数の偏差が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の周波数の安定度が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波の高調波の強度等が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

A-14 航空移動業務の無線局の免許状及び無線従事者免許証に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空機局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、10日以内にその免許状を返納しなければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 4 無線従事者は、氏名又は住所に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、その変更を生じた日から10日以内に、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
 - (1) 免許証
 - (2) 写真1枚
 - (3) 氏名又は住所の変更の事実を証する書類

A-13 次に掲げる場合のうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるときに該当しないものはどれか。電波法（第28条及び第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の周波数の幅が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の周波数の偏差が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の周波数の安定度が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波の高調波の強度等が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

A-14 航空移動業務の無線局の免許状及び無線従事者免許証に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空機局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、10日以内にその免許状を返納しなければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 4 無線従事者は、氏名又は住所に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、その変更を生じた日から10日以内に、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
 - (1) 免許証
 - (2) 写真1枚
 - (3) 氏名又は住所の変更の事実を証する書類

B-1 次の記述は、航空移動業務の無線局の免許の有効期間及び再免許について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条及び第8条）及び無線局免許手続規則（第17条及び第19条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算してアにおいて総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 義務航空機局の免許の有効期間は、①にかかわらず、無期限とする。
- ③ 航空局の免許の有効期間は、イとする。
- ④ ③の規定は、同一の種別に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期に免許をした無線局に適用があるものとし、免許をする時期がこれと異なる無線局の免許の有効期間は、③の規定にかかわらず、この一定の時期に免許を受けた当該種別の無線局に係る免許の有効期間の満了の日までの期間とする。
- ⑤ ③の無線局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前ウを超えない期間において行わなければならない（注）。

注 無線局免許手続規則第17条（申請の期間）第1項ただし書及び同条第2項において別に定める場合を除く。

- ⑥ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、電波法第7条（申請の審査）の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条第1項の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(4)までに掲げる事項を指定して、エを与える。

- (1) 電波の型式及び周波数
 (2) 識別信号
 (3) オ
 (4) 運用許容時間

- | | | | | | |
|----|------------------------------|---|------------|---|----------|
| 1 | 10年を超えない範囲内 | 2 | 5年を超えない範囲内 | 3 | 5年 |
| 4 | 3年 | 5 | 1箇月以上1年 | 6 | 3箇月以上6箇月 |
| 7 | 無線局の予備免許 | 8 | 無線局の免許 | 9 | 空中線電力 |
| 10 | 空中線電力及び実効 ^{ふく} 輻射電力 | | | | |

B-2 次の記述は、無線局の免許状等に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条から第54条まで及び第110条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載されたの範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信
(4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 次の(1)から(4)までに掲げる通信は、①の(6)の「総務省令で定める通信」とする。
- (1) ために行う通信
(2) 電波の規正に関する通信
(3) 国又は地方公共団体の飛行場管制塔の航空局と当該飛行場内を移動する陸上移動局又は携帯局との間で行う飛行場の交通の整理その他飛行場内の取締りに関する通信
(4) (1)から(3)までに掲げる通信のほか、電波法施行規則第37条（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）各号に掲げる通信
- ③ 無線局を運用する場合においては、、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ④ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状又は登録状に記載されたものの範囲内であって、通信を行うためでなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ⑤ ③の規定に違反して無線局を運用したものは、1年以下の懲役又はに処する。
- 1 目的又は通信の相手方若しくは通信事項
2 無線局の種別、目的又は通信の相手方若しくは通信事項
3 無線機器の試験又は調整をする
4 免許人以外の者のための通信であって、急を要するものを送信する
5 無線設備の設置場所 6 無線設備 7 必要最小のもの
8 必要十分なもの 9 100万円以下の罰金 10 50万円以下の罰金

B-3 次に掲げる無線設備の操作（モールス符号による通信操作を除く。）のうち、電波法施行令（第3条）の規定に照らし、航空無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 航空機局の無線設備の技術操作
- イ 航空局及び航空機局の無線設備の通信操作
- ウ 航空地球局及び航空機地球局の無線設備の通信操作
- エ 航空局及び航空地球局の無線設備で空中線電力500ワット以下のものの外部の調整部分の技術操作
- オ 航空機のための無線航行局の無線設備で空中線電力500ワット以下のものの外部の調整部分の技術操作

B-4 次に掲げる事項のうち、電波法（第76条第1項）の規定に照らし、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに、総務大臣が行うことのできる処分に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許の取消しの処分
- イ 期間を定めて行う運用許容時間の制限の処分
- ウ 期間を定めて行う周波数又は空中線電力の制限の処分
- エ 期間を定めて行う通信の相手方又は通信事項の制限の処分
- オ 3箇月以内の期間を定めて行う無線局の運用の停止の処分

B-5 航空移動業務の無線局における無線業務日誌の記載等に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。
- イ 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容は、無線業務日誌に記載しなければならない。
- ウ 電波法第70条の4（聴守義務）の規定による聴守周波数は、無線業務日誌に記載しなければならない。
- エ 国際航空に従事する航空機の航空機局又は航空機地球局においては、無線業務日誌に記載する時刻は、協定世界時とする。

オ 免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌の記載欄に記載しなければならない。

B-6 次の記述は、遭難の呼出し及び通報並びに虚偽の遭難信号等について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条及び第47条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、ア、イ受信し、同様にこの通報に応答し、及びウ義務を負う。
- ② 構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置を執ること並びにこれらの信号を発射するエ探知し及びオために協力することを約束する。
- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 いずれから発せられたかを問わず | 3 速やかにこれを |
| 2 その属する国の領域内で発せられた場合には | 5 直ちに必要な措置を執る |
| 4 絶対的優先順位において | 6 遭難の呼出し及び通報を妨害する電波の発射を停止する |
| 7 いずれの国の管轄の下にある局をも | 8 自国の管轄の下にある局を |
| 9 電波の発射を禁止する | 10 識別する |